

## 志水小学校いじめ防止基本方針

### 【学校いじめ防止基本方針を定める意義】

- (1) 教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応とする。
- (2) いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示し、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- (3) 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置づけ、加害者への支援につなげる。

### 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり人権に関わる重大な問題である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、全教職員が「いじめは絶対に許されない」との意識をもち、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を育むことができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、本校の学校教育目標「力いっぱいがんばる子の育成」に基づき、めざす児童像を「進んで学ぶ子、仲よく助け合う子、元気でたくましい子」とし、互いにかけてがえのない生命を尊び、人の喜びや悲しみを自分のこととして受け止め、自らの力で生活を切り開き、友達と力を合わせて生活を向上させようとする心の豊かな子どもを育てていく。

### 2 いじめ対応の基本的なあり方

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）という二つの要件が満たされていることを指す。
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

### 3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校等対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭で構成し、必要に応じて、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

#### (1) 「いじめ・不登校等対策委員会」の役割

- ① 年間指導計画の作成・実行の中核的役割
  - ・いじめアンケートや教育相談週間、道徳科や学級活動等におけるいじめ防止の取組など
  - ・校内研修の企画・実施
  - ・年度初めの職員会議で「志水小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ② いじめの相談・通報の窓口
  - ・複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有する。
  - ・教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、進んで報告・相談できるように環境を整備する。
- ③ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
  - ・いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有を図り、関係児童へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携といった対応をする。
  - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
  - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
  - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ④ 「志水小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ・学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCAサイクルで検証を行う。
  - ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
  - ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ⑤ 調査組織の母体
  - ・いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合

## 4 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの防止のための取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、継続的に行う。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

## (2) 早期発見のための取組

ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

## (3) いじめ事案への対処の在り方

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと毅然とした姿勢で指導を行うとともに、加害児童が抱える問題を解決するための支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## (4) 校内研修

ア 児童理解に関する内容や相談活動の在り方、事例研究等について、現職研修を行う。

## 5 重大事態への対処

### 【重大事態の意味】

#### ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

#### ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・ 一定期間、連続して欠席している場合
- ・ 30日以上欠席している場合

(1) 重大事態が生じた場合は、直ちに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校等対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

(4) 調査結果を教育委員会に報告する。

(5) 調査結果を踏まえて、必要な措置を行う。

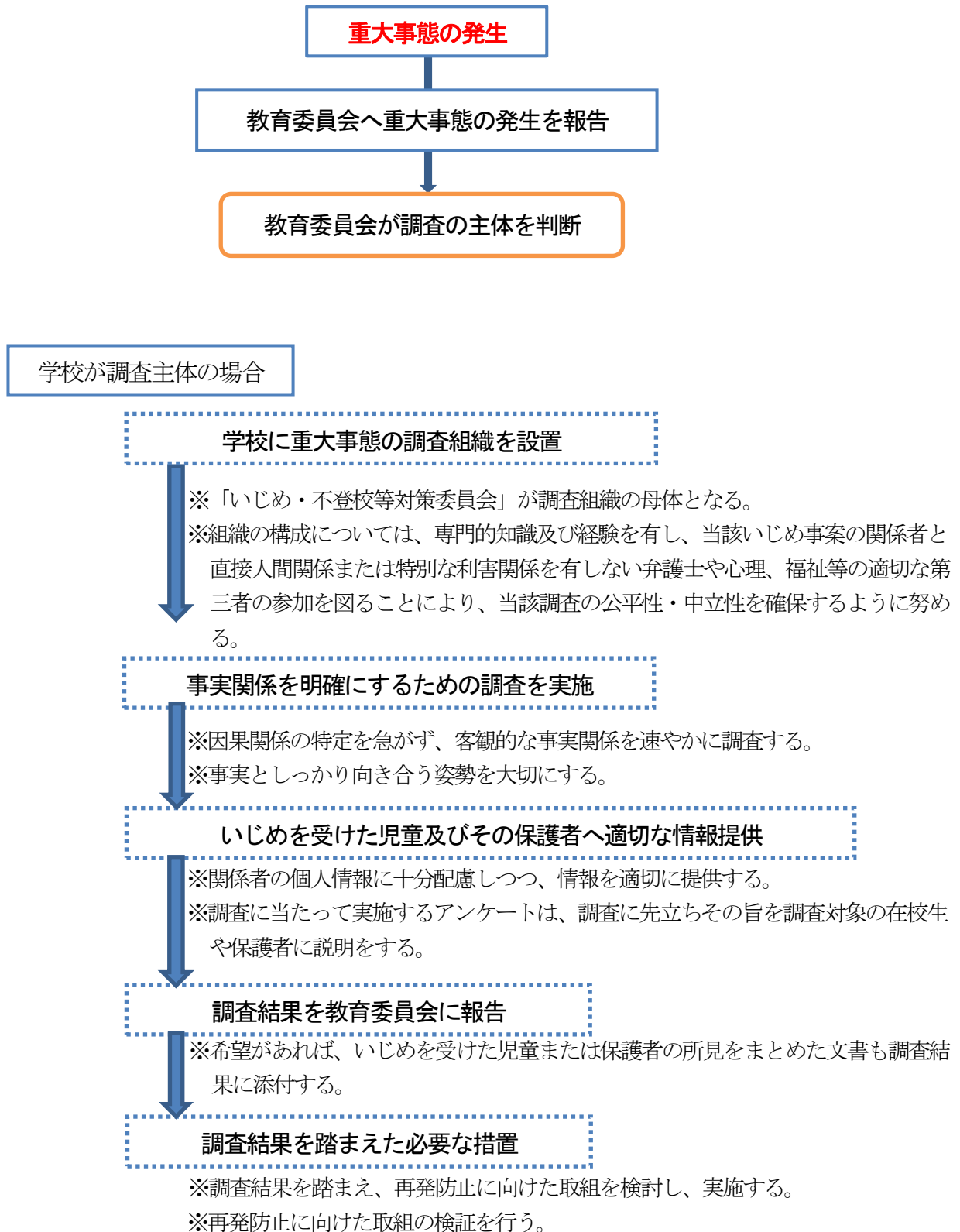
## 6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を年に1回（1月）及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（1月）し、いじめ・不登校等対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

## 7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「志水小学校いじめ防止基本方針」は4月にホームページに掲載し、学年便り等を通じて保護者に知らせる。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

	「いじめ・不登校等対策委員会」 (原則月1回第1木曜日開催)	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やSCについて、児童生徒、保護者へ周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○通学団会議	○授業参観 ○「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載 ○児童宅確認
5月	D ○学級経営案作成 ○特別支援教育校内委員会	○縦割り班編制	○各種健康診断	○学校運営協議会 ○運動会
6月	○個別の指導・支援計画作成	○縦割り清掃開始（異年齢集団活動） ○縦割り班交流活動	○教育相談アンケートの実施 ○生徒指導全体会 ○教育相談週間	○親子ふれあい給食（1年）
7月	C ○全教職員による「いじめに関する自己点検シート」の実施→検証	○「お楽しみ集会」（異年齢交流）	○通学団会議 ○無記名アンケートの実施	○個人懇談会
8月				
9月	A ○現職研修	○福祉実践教室 ○募金活動	○身体測定	
10月		○情報モラル指導		
11月	P ○全教職員による取組評価アンケートの実施→検証 ○特別支援教育校内委員会	○生活科1・2年生交流 ○なわとび運動（異年齢集団活動） ○募金活動	○教育相談アンケートの実施 ○教育相談週間 ○生徒指導全体会	○芸術鑑賞会 ○学校公開・作品展
12月	D ○自己評価	○人権週間（講話・授業） ○お楽しみ集会（異年齢交流活動）	○通学団会議 ○無記名アンケートの実施	○個人懇談会
1月	C ○特別支援教育校内委員会		○身体測定	○保護者への学校評価アンケート
2月	A ○学校運営協議会の結果等を検証し、「基本方針」の見直し	○学校保健委員会 ○6年生を送る会	○教育相談アンケートの実施 ○教育相談週間 ○生徒指導全体会	○学校公開 ○学校保健委員会に校医・P役員参加 ○学校運営協議会
3月		○通学団リーダー指導等 ○6年奉仕活動	○通学団会議 ○無記名アンケートの実施	
通年	P ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○学習の喜びと成就感を味わえる授業の充実 ○通学団登下校指導	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○担任による個別相談	○あいさつ運動 ○学校運営協議会の学校行事への参観

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。



